

新たな国保制度における「市町村標準保険料率」の算定結果について

(概要)

【算定結果概要（平成 30 年 1 月確定係数）】

市町村標準保険料率（府内統一）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	7.98%	27,311円	29,668円	54万円
後期分	2.69%	9,178円	9,970円	19万円
介護分	2.32%	17,062円	0円	16万円

【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した平成 30 年度保険料率である。

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
 - 医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
 - 介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成 30 年度からの追加公費《約 1,700 億円》のうち、普通調整交付金・特別調整交付金（子ども被保険者数）・保険者努力支援制度（都道府県分）等《約 960 億円》を算入（※激変緩和用暫定措置分、保険者努力支援制度（市町村分）等《約 740 億円》は算入しない）
- 各市町村の保険料過年度収納分の一部を反映
- 保険料・一部負担金減免費用、保健事業の拡充分を反映
- 算定上の推計被保険者数 約 205.0 万人

【新制度施行までの経過】

